

障害のある人もない人も 地域で共に暮らしていくために



地域には身体・知的・精神の障害を抱える人がいます。どのような障害が正しく理解し、周りの人が配慮することで誰もが暮らしやすい街になります。障害を抱える人やその家族などで、困っている人はいませんか。この特集では、市内にある障害者関係団体などを紹介します。何かお困りのことがありましたら、障害者支援課または障害者関係団体へご相談ください。

八千代市身体障害者福祉会

月1回の会報の発行、市民向け各種福祉講座の開催、障害者の交流事業、研修事業、地域福祉推進事業等、身体障害者への福祉の増進を図る事業を推進しています。

▶所在地 大和田新田312-5福祉センター3階 ▶連絡先 ☎485-1245

八千代市手をつなぐ親の会

障害児(者)の教育、福祉の向上をめざし活動する自主的な団体です。障害を持つ子どもたちでも、元気に豊かに暮らせるようにと願う親たちが集まり、子どもたちの環境をよりよくするための様々な活動を行っています。

▶所在地 米本1523 ▶連絡先 ☎488-5877

かたつむりクラブ

市内在住の重度心身障害児が、特別支援学校卒業後も安心して地域で生活できるように活動を行う、重度心身障害児の親の会です。施設見学や外部講師を招いての勉強会、地域住民への周知活動などを行っています。

▶連絡先 ☎090-2468-3959(代表:吉村)

かたくり会

心の病を持つ患者を抱える家族が安心して語り合い、相談し合う場を提供しています。

▶活動日時 毎月第3火曜日午後1時~4時(7・9・10・12月は第3水曜日) ▶活動場所 八千代台東南公共センター講習室 ▶連絡先 ☎080-3527-7530(代表:石田)

八千代断酒新生会

酒をやめたい人、やめ続けたい人たちが互いに助け合っていく場を提供しています。家族も参加できます。

▶活動日時 毎月第4月曜日午後6時30分~8時30分 ▶活動場所 大和田公民館 ▶連絡先 ☎483-1151(障害者支援課)

千葉県内の障害者関係団体

■高次脳機能障害支援センター

▶所在地 千葉市緑区誉田町1-45-2 ▶連絡先 ☎043-291-1831(相談室)

■視覚障害者総合支援センターちば

▶所在地 四街道市四街道1-9-3 ▶連絡先 ☎043-424-2582

■千葉聴覚障害者センター

▶所在地 千葉市中央区神明町204-12 ▶連絡先 ☎043-308-6372

八千代さくら会

市内在住のオストメイト及び家族による自主参加の会です。

▶連絡先 ☎483-1151(障害者支援課)

障害者差別解消法が 28年4月に施行されます

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が25年6月26日に公布され、28年4月1日に施行されます。これは、誰もが、障害があってもなくても、お互いを尊重しながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。障害に対して正しい知識を持ち、みなさんにできる手助けを実践してみませんか。

ご存知ですか?このマーク

■国際シンボルマーク…障害者が利用できる



建物や公共交通機関であることを示すマークです。障害者が乗車していることを周囲に知らせる表示でもあります。

■オストメイトマーク…人工肛門・人工膀胱を



造設している人に対応した設備(排泄物の処理や身体、装具の洗浄ができるトイレなど)があることを示しています。

■身体障害者標識…肢体不自由であることを



理由として、条件付きの免許を持つ人が運転していることを表しています。無理な幅寄せや割り込みを行った場合には道路交通法違反になります。

■聴覚障害者標識…聴覚障害を理由として、



条件付きの免許を持つ人が運転していることを表しています。クラクションなどが聴こえないことがあるため、周囲の運転者はご配慮をお願いします。

この特集のお問い合わせは、障害者支援課☎483-1151(代表)へ

3月議会は2月24日(火)開会予定

27年第1回定例会は、2月24日(火)に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情については、開会日の午後5時までに受け付けたものが、今期定例会で協議されます。

■インターネット中継 本会議を八千代市議会ホームページで生中継します。通常は会議の翌日(土曜・日曜日、祝日を除く)から録画中継でも見ることが出来ます。詳しくは、議会事務局☎(483)1151へお問い合わせください。(議事課)

2月16日(月)から「ガキ大将の森」 キャンプ場の利用受け付けを開始します

「ガキ大将の森」は、野外活動を通して青少年の健全育成を図ることを目的にした施設です。六角形のきのこ型宿泊棟には、1棟に子ども約6人が泊れます。バーベキューや飲酒はできませんので、ご注意ください。

▼対象 市内に本拠地がある少年関係団体と引率者。または市内在住で、中学生以下の子どもがいる家族 ※いずれも、20歳以上の引率者がいること ▼利用期間 7月1日(水)~10月31日(土) ▼利用時間 ①宿泊(泊のみ)：午後2時から翌日午後1時まで ②一時利用 午前9時から午後4時まで ※宿泊者優先で、空きがある場合に利用できます ▼使用料 無料(薪代は実費) ▼申し込み 往復はがきに住所、氏名、電話番号(日中連絡がつく番号)、希望日、人数、宿泊が一時利用かの区別、返信先を書き、〒276-0045 大和田138-2教育委員会庁舎内青少年課へ郵送。2月27日(金)必着。はがき1枚につき利用希望は1件までで、同一日に同一グループなどの複数応募はできません。申し込み多数の場合は抽選。空きがある場合は、4月1日(水)から電話または同課窓口にて受け付けます ▼問い合わせ 青少年課☎(481)0306

募集 適応支援センターの体育室使用団体

適応支援センター体育室(八千代台北8-9-12)の来年度使用団体を2月16日(月)から受け付けます。体育室の広さは18m×12mで学校の体育館と比べると小規模ですが、卓球・バドミントン・体操・武道などに使用できます。

▼対象 市内で活動しているスポーツ団体 ▼利用期間 4月4日(土)~28年3月27日(日)の土曜・日曜日午前9時~午後6時。原則として1団体週1回3時間までの定期使用 ▼申し込み 同センター☎(486)1019へ電話連絡の上、3月2日(月)までに申請書類を提出してください (適応支援センター)